

【使用規約】

1 船舶係留施設（以下「本施設」という。）の基本は、『自己責任・自己管理』となる。

本施設の使用許可は、ヨットを係留するポンツーンの使用許可であり、保管契約ではありませんので、次の事項を厳守すること。

- ・ヨットをポンツーンに舫うのに必要なロープやアンカーを自ら設置し、安全な係留に努めなければならない。
- ・係留ロープ等の管理について、責任を持って点検・維持を行わなければならない。
- ・ヨットの操船及び管理ミスが原因となるポンツーンの破損は、ヨットのオーナーに賠償を求める。
- ・台風その他の自然的現象等に対し、ヨットの管理が不十分でポンツーンに被害が生じた場合は、自己の責任と費用で現状に回復を求める。

2 使用許可を受けた利用者は、この権利の譲渡・売買・転貸等はいできない。

3 使用許可期間は4月1日から翌年3月31日までとし、解約の申し入れがない限り、自動的に1年間ずつ更新される。

4 新規契約者は契約時に使用負担金（以下「負担金」という。）を支払うものとする。

負担金は、理由の如何を問わず返却しない。また負担金の額は、徳島ヨットクラブ総会の議決を経て変更できる。

5 使用許可を受けたヨットは、小型船舶検査による安全備品の他、所定の安全備品を必ず備えること。また、安全のため通信機器の設置を推奨する。

6 使用許可を受けたヨットの係留については、他人に迷惑をかけないなどのルールを守ること。

※規約契約書を抜粋してあります。

※バース使用をご希望される方は、『申込書』に記入の上、下記までご連絡ください。

申込受付をした後、船舶係留施設使用契約書に押印をしていただきます。

問い合わせ tokushima.yachtclub@gmail.com